環 備 - 6 3 1 令和3年3月2日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長 (公 印 省 略)

秋田県環境保全センター使用許可申請手続きに係る 周知について(依頼)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年12月21日付け環備-518において、秋田県環境保全センターの使用許可に係る手続き等の策定について、貴協会員への周知について依頼したところですが、今般、現在秋田県環境保全センターの使用許可を有している排出事業者へ周知するため、別添の「秋田県環境保全センター使用許可申請手続き方法の変更のお知らせ」を作成しました。

つきましては、貴協会員が産業廃棄物収集運搬を受託している排出事業者 に対し、別添資料をご活用いただき、手続き等の変更について、周知に御協 力くださるようお願いします。

> <担当> 生活環境部環境整備課 廃棄物対策班 佐々木 TEL 018-860-1624 FAX 018-860-3885

秋田県生活環境部環境整備課

令和3年4月1日から、環境保全センターの使用許可申請手続きの方法が一部変更されます。 排出事業者が自らの処理責任を改めて認識することが求められていることから、今般、手続き方 法の見直しが行われましたので、ご理解とご協力をお願いします。

申請手続き方法等(変更部分)

1 申請方法

排出事業者が自ら、県の各保健所で申請手続きを行ってください。各保健所の窓口に申請書を提出いただくか、郵送にて申請書を送付してください。

行政書士以外の者による申請代行の場合は、申請を受け付けることができませんのでご留意 ください(行政書士による申請代行の場合は委任状を添付してください)。

- 2 申請に必要な書類
 - ① 排出事業者が自ら搬入する場合

必っ	必ず必要な書類			
	□ 使用許可申請書			
	□ 搬入する車両の車検証の写し			
	(リース車両である場合は、リースに係る契約書の写し)			
搬入する廃棄物に応じて必要な書類				
	□ 取り扱うに当たって注意が必要なときは、注意事項に係る情報を記載した書			
	類 (廃棄物データシート等)			
	例 腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報			
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報			
	□ 燃え殻、汚泥、鉱さい、ダスト類 [ばいじん] を搬入するときは、廃棄物が無			
	害安定化していることを証明する書類			
	□ 廃石綿等を搬入するときは、廃棄物の種類や性状等を確認するための書類(大			
	気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項の規定に基づく特定粉じん排出等作業実施			
	届出書の第1面(別紙も含む)の写し)			
最大使用期間を1年間延長する*場合に必要な書類				
	□ IS014001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること、又は電子マニ			
	フェスト加入者であることが確認できる書類			
郵送にて手続きを行う場合				
	□ 切手等を貼り付けした使用許可証の返送用封筒			

※IS014001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合や電子マニフェストを使用する場合は最大使用期間を 1 年間延長することができます。

② 産業廃棄物収集運搬業者に委託して搬入する場合

必ず必要な書類 □ 使用許可申請書 □ 産業廃棄物収集運搬業者との委託契約書又は仮契約書等の写し(産業廃棄物の 処分場所として環境保全センターが記載されているもの) ・複数の運搬業者に委託する場合は、各運搬業者との委託契約書又は仮契約書の 写しを添付してください。 ・優良認定事業者に委託する場合は添付を省略することができます。 搬入する廃棄物に応じて必要な書類 □ 取り扱うに当たって注意が必要なときは、注意事項に係る情報を記載した書類 (廃棄物データシート等) 例 腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報 □ 燃え殻、汚泥、鉱さい、ダスト類「ばいじん」を搬入するときは、廃棄物が無 害安定化していることを証明する書類 □ 廃石綿等を搬入するときは、廃棄物の種類や性状等を確認するための書類(大 気汚染防止法第18条の15第1項の規定に基づく特定粉じん排出等作業実施届 出書の第1面(別紙も含む)の写し) 最大使用期間を1年間延長する*場合に必要な書類 □ IS014001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること、又は電子マニフ エスト加入者であることが確認できる書類 郵送にて手続きを行う場合 □ 切手等を貼り付けした使用許可証の返送用封筒

※IS014001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合や電子マニフェストを使用する場合は最大使用期間を 1年間延長することができます。

③ 中間

中間処理業者が中間処理産業廃棄物を搬入する場合					
必ず必要な書類					
	□ 使用許可申請書				
	□ 自ら運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し				
	□ 産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合は、委託契約書又は仮契約書等の写し				
	(産業廃棄物の処分場所として環境保全センターが記載されているもの)				
	・複数の運搬業者に委託する場合は、各運搬業者との委託契約書又は仮契約書の				
	写しを添付してください。				
	・優良認定事業者に委託する場合は添付を省略することができます。				
条件に応じて添付が必要な書類					
	□ 秋田市内に処理施設が所在する場合は、直近に閉鎖した法第 14 条第 17 項に規				

定する帳簿又は産業廃棄物処分実績報告書の写し

	□ 中間処理産業廃棄物の搬入上限量が年間 1,000 t 以上の場合は、最終処分量の減				
	量化に関する計画書				
搬入する廃棄物に応じて必要な書類					
	□ 取り扱うに当たって注意が必要なときは、注意事項に係る情報を記載した書類				
	(廃棄物データシート等)				
	例 腐敗や揮発等の性状の変化に関する情報				
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する情報				
	□ 燃え殼、汚泥、鉱さい、ダスト類 [ばいじん] を搬入するときは、廃棄物が無				
	害安定化していることを証明する書類				
最大使用期間を1年間延長する ^{**} 場合に必要な書類					
	□ IS014001 又はエコアクション 21 の認証を取得していること、又は電子マニフ				
	ェスト加入者であることが確認できる書類				
郵送にて手続きを行う場合					
	□ 切手等を貼り付けした使用許可証の返送用封筒				

※IS014001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合や電子マニフェストを使用する場合は最大使用期間を 1年間延長することができます。

申請先

県の各保健所で申請を受け付けます。なお、秋田市環境部及び秋田市保健所では申請を受け付けていませんので、ご注意ください。

<県の保健所>

大館保健所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田 237-1	TEL 0186-52-3954
北秋田保健所	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	TEL 0186-62-1167
能代保健所	〒016-0815 能代市御指南町 1-10	TEL 0185-52-4331
秋田中央保健所	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 172-1	TEL 018-855-5173
由利本荘保健所	〒015-0885 由利本荘市水林 408	TEL 0184-22-4121
大仙保健所	〒014-0062 大仙市大曲上栄町 13-62	TEL 0187-63-3694
横手保健所	〒013-8503 横手市旭川1丁目 3-46	TEL 0182-45-6139
湯沢保健所	〒012-0857 湯沢市千石町2丁目1-10	TEL 0183-73-6157

問合せ先

秋田県生活環境部環境整備課 TEL 018-860-1624

E-mail recycle@pref.akita.lg.jp

秋田県環境保全センター(環境保全事務所) 秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢 45 TEL 018-892-3045